業務及び財産の状況に関する説明書類 第43期 2022年4月1日から2023年3月31日まで

2023年5月31日作成

名 古 屋 監 査 法 人 名古屋市中区栄三丁目6番1号 栄三丁目ビルディング 代表社員 魚 住 康 洋

- 一. 業務の概況
- 1. 監査法人の目的及び沿革
- (1) 目 的

財務書類の監査又は証明の業務 財務書類の調製、財務に関する調査立案又は財務に関する助言の業務

(2) 沿 革

1980 年 3 月 29 日 監査法人朝見会計事務所を設立。 2010 年 7 月 1 日 名古屋監査法人に名称変更。

- 2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別 無限責任監査法人
- 3. 業務の内容
- (1) 業務概要

当法人は、財務書類の監査又は証明の業務、財務書類の調製、財務に関する調査立案又は財務に関する助言の業務を行っております。

なお、当期末における被監査会社の契約種類別の会社数及びそれぞれの大会社等の数は下記(3)に記載しております。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項 該当事項なし。

(3) 監査証明業務の状況

2023年3月31日現在

在 叫	被監査会社等の数		
種別	総数	内大会社等の数	
① 金商法·会社法監査	5社	4社	
② 金商法監査	一社	一社	
③ 会社法監査	4社	一社	
④ 学校法人監査	1社	一社	
⑤ 労働組合監査	14社	一社	
⑥ その他の法定監査	1社	一社	
⑦ その他の任意監査	10社	一社	
計	35社	4社	

(4) 非監査証明業務の状況

区分	対象会社等数	
大 会 社 等	一社	
その他の会社等	10社	
計	10社	

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

当監査法人は、業務の執行の適正を確保するため、社員会において業務管理体制を以下のとおり決定している。

① 経営の基本方針

当監査法人は、その使命及び職責を果すため、監査業務の執行に当たって監査業務の質を最優先する。そのため社員会は、この方針を全ての監査責任者及び監査チームのメンバーに周知徹底するとともに、品質管理規程及び監査マニュアルを整備し、これに準拠して業務を実施することにより監査業務の合理的な品質を確保する。

- ② 経営管理に関する体制
 - ・ 職業的専門家としての資質の維持向上のため、CPE責任者を任命し、事務所研修を 開催するほか日本公認会計士協会が主催する研修会等への参加を促す。
 - ・ 能力・経験等を勘案し監査責任者及び審査担当者を社員会で決定し、適正な監査業務 及び審査が行いうる体制を整える。
 - ・ 品質管理責任者を任命し、業務が適正に執行されているか監視する。
 - ・ 業務管理体制の不備が発見された場合は速やかに社員会を開催し、迅速に改善策を策 定、実行する。

③ 法令遵守に関する体制

品質管理規程及び監査マニュアルを常に最新の法令等に準拠したものに整備しておくほか、社内研修などにより監査責任者及び監査チームのメンバーに法令遵守を周知徹底する。 また、品質管理責任者が定期的に遵守状況を確かめることで、法令違反事象を未然に防止し、また、早期改善を図る。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

① 独立性の保持のための方針の策定

当監査法人及び専門要員が職業倫理及び独立性を合理的に確保するための方針及び手続を品質管理規程において定めている。職業倫理に関しては常に監査責任者及び監査チームのメンバーに周知徹底するほか、日本公認会計士協会が実施する関連研修会への参加及び必須単位の取得を義務付けている。独立性の確保に関しては毎年7月1日現在及び必要となる時点において、監査人の独立性チェックリストにより利害関係の有無を調査し、当監査法人と専門要員から独立性に関する宣誓書を入手することにしている。

② 監査契約の新規の締結および更新

監査契約の新規の締結及び更新については品質管理規程においてその方針及び手続を定めている。監査契約の締結に当たっては監査業務の質を合理的に確保するため、当監査法人の規模、専門要員の確保の状況その他監査契約の新規の締結及び更新の判断に重要な影響を及ぼす事項等を検討し、契約の新規の締結および更新の判断を行い、その結果を文書化することにしている。

③ 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任

専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任については品質管理規程においてその方針及び手続を定めている。専門要員の採用、教育・訓練に関しては、監査の質を最優先するために必要な能力と適性を高める資質を備えた誠実な人材を確保し、事務所研修会のほか日本公認会計士協会が開催する研修会への積極的な参加を促すとともに監査チームの経験を積んだ他のメンバーによる能力の開発を行うことにしている。又、評価については、能力を高め維持し職業倫理を遵守することを正当に評価し、報酬や昇進を決定することにしている。さらに、監査チームのメンバーの選定に当たっては、必要な能力、適性、経験及び独立性の保持並びに十分な監査時間を考慮することにしている。

④ 業務の実施

当監査法人は、監査業務の品質を合理的に確保するために監査実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして策定し、監査の実施、監査チームのメンバーへの指示、監督及び査閲の方法、監査調書としての記録及び保存の方法等を定めている。監査責任者は上記マニュアルに基づき、監査チームのメンバーに対して必要に応じて指示を与え、適時に監査調書を査閲し、十分かつ適切な監査証拠が入手されていることを確かめることにしている。

専門的な見解の問合せについては品質管理規程において規定しており、法人内外における人材の確保、見解の十分な検討及び得られた見解及びその対処の文書化等を行うことにしている。

監査上の判断の相違の解決については品質管理規程においてその方針及び手続を規定しており、専門要員間、専門的な見解の問合せの依頼者と助言者との間又は監査責任者と監

査業務に係る審査担当者との間の判断の相違が生じた場合には、他の専門家に見解の問合せを行う等監査上の判断の相違を解決するための適切な処置をとり、それでも解決できないときには社員会で最終的に決定することにしている。

監査証明業務に係る審査については品質管理規程においてその方針及び手続を規定しており、社会的影響が小さくかつ利用者が限定されている監査業務を除いた監査業務において監査計画及び監査意見形成のための審査を行うこととしている。当該規程では審査の内容、実施時期及び範囲、審査の担当者の適格性、審査に関する文書化等を定めており、監査意見の審査が完了するまで監査報告書は発行してはならないことにしている。監査責任者と審査担当者の監査上の判断が異なる場合の最終判断は社員会で行う。

⑤ 品質管理システムの監視

当監査法人は、品質管理のシステムの方針及び手続が適切かつ十分であり、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するため、品質管理のシステムの整備状況の適切性及び運用状況の有効性について監視を行うこととしている。

監視を行う担当者は、新たに公表された職業的専門家としての基準及び法令等の品質管理システムへの反映状況や独立性保持のための方針及び手続の遵守についての確認状況、 監査契約の締結及び更新状況等を日常的に監視するとともに、個別の監査業務について、 定期的な検証を行うこととしている。

また、上記監視において不備が発見された場合、品質管理責任者が、監査責任者等に伝達するとともに、是正措置を講じることとしている。

⑥ 業務の品質の管理の実施に関する責任者の選定その他の責任の所在の明確化に関する 措置

当監査法人では社員会で品質管理担当責任者を選任し、品質管理のシステムの整備及び運用を行っている。なお品質管理のシステムに関する最終的な責任は社員会の代表者が負うこととしている。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当監査法人は、監査責任者が監査業務において適切な措置を講じても受容可能なレベルにまで軽減又は除去することができないような特定社員からの不当な影響を識別した場合、社員会にて討議し、不当な影響の排除等適切な行動を決定しなければならない旨、品質管理規程に定めている。

ただし、当監査法人には現在特定社員はいない。

- (4) 直近において公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査(品質管理レビュー) を受けた年月 2022年12月
- (5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認 当監査法人代表社員魚住康洋は、当監査法人における業務の品質の管理の方針の策定及びそ の実施に関する措置が適正であることを確認している。

5. 他の公認会計士 (大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。) 又は監査 法人との業務上の提携に関する事項

該当事項なし。

6. 外国監査事務所等(外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者)との業務上の提携に関する事項 該当事項なし。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	計
7人	一人	7人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
古職件の名か		公認会計士	特定社員	計
社員会	業務執行に関する重要事項の決定 社員の職務執行の監督	7人	一人	7人

社員の一部でもって構成される合議体はない。

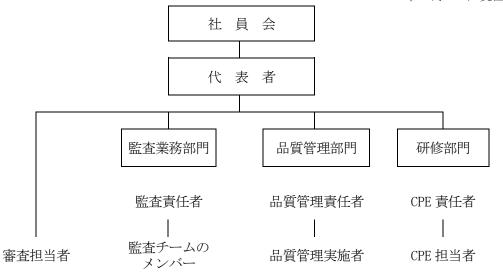
三. 事務所の概況

	名称 所在地		当該事務所に勤務する者の数			
			社 員			公認会計士で
			公認会計士	特定社員	盐	ある使用人の数
	(主) 名古屋監査法人	名古屋市中区栄三丁目6番1号 栄三丁目ビルディング	7人	一人	7人	2人
	有日座 五五仏八	木二 1 ロビルノイング				

四. 監査法人の組織の概要

当監査法人の組織図は以下のとおりである。

2023年3月31日現在



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位:千円)

		(11== - 11
	第 42 期	第 43 期
	2021年4月1日~	2022年4月1日~
	2022年3月31日	2023年3月31日
売 上 高		
監査証明業務	156, 692	154, 077
非監査証明業務	7, 490	6, 172
合 計	164, 182	160, 250

六. 被監査会社等(大会社等に限る。) の名称

愛知電機株式会社

中部飼料株式会社

東京窯業株式会社(㈱TYK)

ユタカフーズ株式会社